

☆ 司会進行 SAA - 工藤尚人 君

- *御坊南 RC 坂井和夫 様
- <ゲスト>
- *御坊警察署交通課 根岸課長 様
- * 同 大久保巡査長 様





9月16日敬老の日、会長出席





10/20 地区大会、記念ゴルフ 直前会長 山本敦弘 君 参加

会長告知

会長 細川幸三 君

暑さが少しやわらぎ、朝夕は秋の気配が感じられるようになってきました。ガバナー公式訪問以来の久しぶり例会です。

御坊南RCより50周年実行委員長の坂井さん、本日はようこそお越しくださいました。そして御坊警察署より交通課 根岸課長様、同じく 大久保巡査長 様 にお越し頂いております。お二人には後程、自転車の交通規則についてお話しを頂きます。

9月24日(水)午後8:00より、第1回2640地区クラブサポートミーティングが開催され、参加してきました。会議の形式はZOOMのリモート開催です。

内容テーマは、「会員増強について」です。地区からは北野ガバナー. 嘉手納地区代表幹事. 藤井 PDG. 第2ゾーンよりPC 担当桑澤 PDG. 地区役員数名と各クラブ代表(主に会長. 幹事)58名が参加して合計≒70名で行われました。

各クラブ会長の意見交換の時間が≒60分ありましたが、一

人1分で時間がなくなります。

実際は5人程度のディスカッションで終わりました。 従いまして第2回、3回と続いて行くらしいです。

その中で第2ゾーンより PC 担当の桑澤 PDG が JAPAN(RI zone 1a,2,3) Portal site の説明を行ってくれました。私がラインでお送りさせて頂きましたが、マイロータリーの日本版と言いますか、マイロータリーの私達日本のロータリーに必要なところを

集約した内容になっていますとの事です。

皆様も一度ご覧になって 頂ければと思います。

幹事報告

幹事 北垣 剛 君

- ○例会休会
- *有田RC 10月9日(木)、16日(木)
- *有田南 RC 10月14日(火)、11月4日(火)、25日(火)
- ○例会変更
- *有田南 RC 11月18日(火)⇒16日(火)
- ○御坊市社会福祉協議会より、敬老の日のお礼の案内が来ています。詳しくは事務局にてご案内します。
- ○世界ポリオデー・フォトコンテストへの投票依頼が来ています。 興味のある方は事務局へお願いいたします。
- ○御坊市地域子ども見守りネットワークの案内が来ています。 11月4日(火)雨天決行。事務局にて時間と案内があります ので確認お願いいたします。参加できる方はよろしくお願い いたします。
- ○台北の国際大会の質問回答の案内が来ています。事務局 に置いていますので、興味ある方よろしくお願いいたします。
- ○事務局より会議名簿の作成のため、変更のある方は事務局 までお願いいたします。
- ○ごぼう文化ステージ発表会出演者募集の案内が来ています。 11月22日(土)御坊市民文化会館大ホール
- ○次週の月見例会、全員参加ありがとうございます。ラインで 案内しましたが、開催予定が19時になりました。

委員会報告

御坊南 RC 坂井和夫 様

御坊南 RC 創立50周年記念ゴルフ大会の案内です。当初10月19日に予定していましたけど、10月20日が地区のゴルフ大会に一日違いだったので、遠慮して11月10日(月)です。皆様にぜひ来ていただきたいということでよろしくお願いいたします。もう一つ、麻雀シールラリーと言いまして御坊商工会議所の地域活性化委員会が今現在、10月1日から12月31日までやっているイベントです。案内のもの、AからEまでのお店、

5種類の麻雀牌を集めていただくと国士無双ができます。

4,000円相当の麻雀牌がもらえます。ぜひこれにも参加して

いただけたらありがたいと思います。

本日のプログラム

「自転車の交通規則について」

御坊警察署交通課 根岸課長 様、大久保巡査長 様



通行禁止道路(場所) の通行

※警察署長の許可を得た 場合は除きます。

通行が認められ(許可され)ている 歩行者用道路での 歩行者妨害

歩道通行や、 車道の右側通行等 法第17条第1項、 第4項又は第6項違反

※道路の右側に設けられた 路側帯を通行する行為も この違反になります。









右折時における 直進車や 左折車への 通行妨害

環状交差点での 安全進行 義務違反等

> ·時停止場所での不停止や 交差車両等の通行妨害

歩道での歩行者妨害等

ブレーキが不備・不良な 自転車の運転

法第63条の9第1項違反

酒気帯び運転等 ※もともと危険行為とされている「酒酔い運転」も含まれます。

安全運転義務違反

※傘さし運転も 該当することがあります。

携帯電話使用等 法第71条第5号の5違反

※「交通の危険」を生じさせた 場合や、携帯電話を「保持」 して画面を注視するなどの



赤色口が追加されました。